また、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。

その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完成していない工事についても、評価の対象とする。

また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が、2010年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績を有すること。

Ⅰ　単体の場合　下記に示す同種工事のいずれかの施工実績を有すること。なお、工場製作の実績は求めない。

「同種工事」

・水上部における鋼道路橋（歩道橋除く。）の上部工の架設工事（架替工事含む）及び鋼道路橋（歩道橋除く。）における塗装塗替工事（1,500㎡以上。）。なお、同一工事での実施有無は問わない。

・水上部における足場設置を伴う鋼道路橋（歩道橋除く。）のボルト取替を含む改築・補強・補修工事のいずれかの工事及び鋼道路橋（歩道橋除く。）における塗装塗替工事(1,500㎡以上。)。なお、同一工事での実施有無は問わない。

Ⅱ　特定建設工事共同企業体の場合

ア）代表者は上記Ⅰに同じ。

イ）構成員は下記に示す同種工事のいずれかの施工実績を有すること。なお、工場製作の実績は求めない。

「同種工事」

・水上部における鋼道路橋（歩道橋除く。）の上部工の架設工事（架替工事含む）及び鋼道路橋（歩道橋除く。）における塗装塗替工事。なお、同一工事での実施有無は問わない。

・水上部における足場設置を伴う鋼道路橋（歩道橋除く。）のボルト取替を含む改築・補強・補修工事のいずれかの工事及び鋼道路橋（歩道橋除く。）における塗装塗替工事。なお、同一工事での実施有無は問わない。

⑥　業務の配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務開始から業務完了まで配置できること。

イ）下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。なお、各資格の部門等の詳細については、説明書を参照すること。

・技術士（建設部門）

・シビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）

・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）

ロ）業務経験は求めない。

ハ）管理技術者にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑦　工事の配置予定技術者　仮設及び施工計画検討業務の契約時に締結する基本協定に基づき工事が契約された場合において、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の現場着手予定時期から現場施工完了まで専任で配置できること。なお、現場着手をしていない期間は必ずしも専任の義務はなく、現場の作業に配置する監理技術者等と同一でなくてもよい。

イ）下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・技術士（建設部門）

・一級土木施工管理技士

ロ）2010年度以降（過去15年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業又は傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記⑤の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

・道路橋（歩道橋除く。）における鋼桁又は鋼床版或いは鋼製橋脚の架設（架替含む）・改築・補強・補修工事のいずれかの工事（耐震補強工事含む）。なお、工場製作の経験は求めない。

ハ）監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ）専任の監理技術者等にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑵　技術提案書及び業務費参考見積書　本工事における技術提案（又は技術的所見）を記載した技術提案書及び業務費参考見積書が適切であること。

⑶　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑷　会社更生法・民事再生法　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、当該手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。

⑸　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（競争参加資格の確認の基準日の前年度及び前々年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、各年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。

また、上記⑴に示す一般競争参加資格の認定と同じ工事工種で2019年７月１日以降の公告等の手続を開始した工事において、しゅん工時の工事成績評定点が50点未満の通知を受けた日の年度、翌年度でないこと、あるいは40点未満の通知を受けた日の年度、翌年度、翌々年度でないこと。

⑹　競争参加停止措置　申請書等の提出期限日から仮設及び施工計画検討業務の契約締結までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

⑺　設計業務等の受託者との関連　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、本工事に係る設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。(詳細は説明書参照)

⑻　競争参加者間の資本・人的関係　本競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(詳細は説明書参照)

⑼　特定建設工事共同企業体　特定建設工事共同企業体を結成する場合については、説明書を参照すること。

３　施工検討・工事調達方式に関する事項

⑴　技術提案書等　技術提案書又は最終技術提案書（以下「技術提案書等」という）について、下記⑶に示す評価項目に対する本工事における技術提案書等の記載が適切であること。また、技術提案書等は自己の責任において作成を行うこと。なお、技術提案書等が他の競争参加者のものと酷似していると認められる場合は、当該項目について最低評価とする。なお、詳細については、説明書を参照すること。

⑵　施工検討・工事調達方式の仕組み　本工事の施工検討・工事調達方式は、以下の方法により特定者を選定する方式とする。なお、詳細については説明書を参照すること。

①　技術評価点として、技術提案書の評価に応じて点数を付与する。

②　技術評価点により、特定者を選定する。

⑶　評価項目及び評価点　評価項目と評価点（最大点）の内容を以下に示す。なお、詳細については、説明書を参照すること。

・技術提案（技術的所見）に関する事項（65点）